## 福島第一原子力発電所のトラブルに関する対応について(案)

平成25年3月28日 原子力安全対策課

発災後の福島第一原子力発電所におけるトラブルについては、東京電力から県及び関係市町村に、直接、原子力災害対策特別措置法第25条に基づき、通報されているところであるが、その事象に応じて、災害対策本部内で情報共有化を図り、適切に対応するものとする。

- 1 災害対策本部員会議又は関係部長会議(※)を開催し、情報共有化及び防護対 策の徹底を図る場合
  - トラブルの進展によっては、災害対応が求められる可能性が高いもの
    - (1)「警戒事象発生の通報」(震度6弱以上、大津波警報、事故故障等の法令報告)を受けた場合
    - (2) 原子炉循環注水冷却システムや使用済燃料プール冷却設備の機能停止が 長時間継続し復旧の見通しがたっていない場合 など
- 2 関係部長会議・関係課長会議(※)等を開催し、情報共有化及び防護対策の徹 底を図る場合
  - 〇 災害対応を考慮において、トラブルの進展を注意深く監視する必要がある もの
    - (1) 炉内の監視機器等の機能停止が長時間継続し、復旧の見通しがたっていない場合 など
- 3 災害対策本部原子力班において情報収集を行い、関係課への提供により情報共 有化を図る場合
  - 当面は、災害対応が求められる可能性の低いもの。
    - (1) 設備の一時的な停止 など
- (注)原災法第10条又は第15条の対象事象の発生の通報連絡を受けた場合は、 地域防災計画に基づき対応する。
- ※ 関係部長会議····知事、副知事、関係部長 等 関係課長会議····県民安全担当次長、関係課長 等